

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉 設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設））【71】

2. 日時：令和2年10月16日 13時30分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム） 担当者6名

（技術基盤グループ）大橋首席技術研究調査官、 他1名

東京電力ホールディングス株式会社： 担当者13名

日本原子力発電株式会社： 担当者 1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、これまでに提出のあった資料等を用いて、柏崎刈羽原子力発電所の特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請のうち、特定重大事故等対処施設の過圧破損防止機能、故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項及び技術的能力について説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、事実確認等を行うとともに、当該申請内容については、今後も引き続き確認していく旨を伝えた。

なお、事業者から対面でのヒアリング開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配布資料）に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料

- ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に係る当社見解

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。

以上